

文書等運搬業務委託【単価契約】仕様書

- 1 件 名 文書等運搬業務委託【単価契約】
- 2 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 業務内容 酒田市役所の開庁日（見込み242日）に、委託者（酒田市）が指定する施設を指定の時間内に巡回し、文書等の回収及び配達を行うもの（小・中学校については、臨時休校となる場合を除く）。

(1) 対象施設

市、教育委員会等の18施設間（別表のとおり）

(2) 巡回経路案（酒田市役所を起点・終点とする経路）

酒田市役所 → 西荒瀬小学校 → 鳥海小学校 → 八幡小学校 → 八幡総合支所 → 鳥海八幡中学校 → 一條小学校 → 平田小学校 → 南平田小学校 → 平田総合支所 → 東部中学校 → 松山総合支所 → 松山小学校 → 新堀小学校 → 環境衛生課 → 広野小学校 → 黒森小学校 → 浜中小学校 → 十坂小学校 → 酒田市役所

(3) 巡回時間

午前9時30分までに酒田市役所を出発し、概ね午後3時までに酒田市役所に到着するものとする。

(4) 巡回日数

見込み242日（小・中学校は、各校に応じて臨時休校（行事の振替え、夏休み等）があるため、この見込みの日数となるものではない。）

(5) 運搬物の大きさ等

- ① 運搬物は、約46cm×約33cm×約20cmの頑丈で中身の透けないかばん等とする。
※ポスター等を入れる場合は、大きさが超過することがある。
- ② かばん等は、受託者で調達するものとする。なお、かばん等に破損が生じた場合は、速やかに交換するものとする。
- ③ 文書等が多い場合は、運搬物が複数となる場合がある。

(6) 運搬車の運転等

- ① 受託者の発行する身分証明書を携帯した運転手に運搬車を運転させなければならない。
- ② 受託者は、あらかじめ運転手の氏名及び運搬車の車輛番号を委託者に届け出るものとする。これを変更する場合も、また同様とする。

(7) 運行表の作成及び変更

受託者は、施設の位置、交通事情、所要時間等を考慮して走行経路を選択し、運行表を作成して委託者に提出するものとする。これを変更する場合も、また同様とする。

(8) 到着時刻の遅延

受託者は、運搬時刻及び運行表による施設への到着予定時刻を遵守するよう運行の管理について万全を期し、やむを得ない理由により遅延するおそれがあるときは、直ちにその旨を委託者に通報するものとする。

(9) 事故発生等の連絡

受託者及び委託者は、次のいずれかに該当するときは、直ちに相互に連絡するとともに適切な措置をとらなければならない。

①天災、交通事故その他やむを得ない理由により運搬に支障が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

②文書等が盗難に遭い、紛失し、又は損傷したとき。

(10) 実績報告

受託者は、毎月の業務完了後、委託者に実績報告書を提出するものとする。

4 契約方法 契約は、酒田市役所と3(1)で指定する各施設間、1日1施設当たりの単価契約とする。

5 支払方法 委託料は月毎に支払うものとする。受託者は毎月の業務完了後委託者に報告書を提出し、委託者の検査を受けた後、配送施設件数(実績)に委託単価を乗じて算出される額の委託料を請求するものとする。委託者は正当な請求書を受理してから30日以内に支払うものとする。

6 その他

(1) 要件 受託者は、特定信書便事業者で、役務の提供区域に酒田市が含まれていること。

(2) 調査等 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して運搬業務の処理状況等について随時調査し、又は報告を求めることができる。

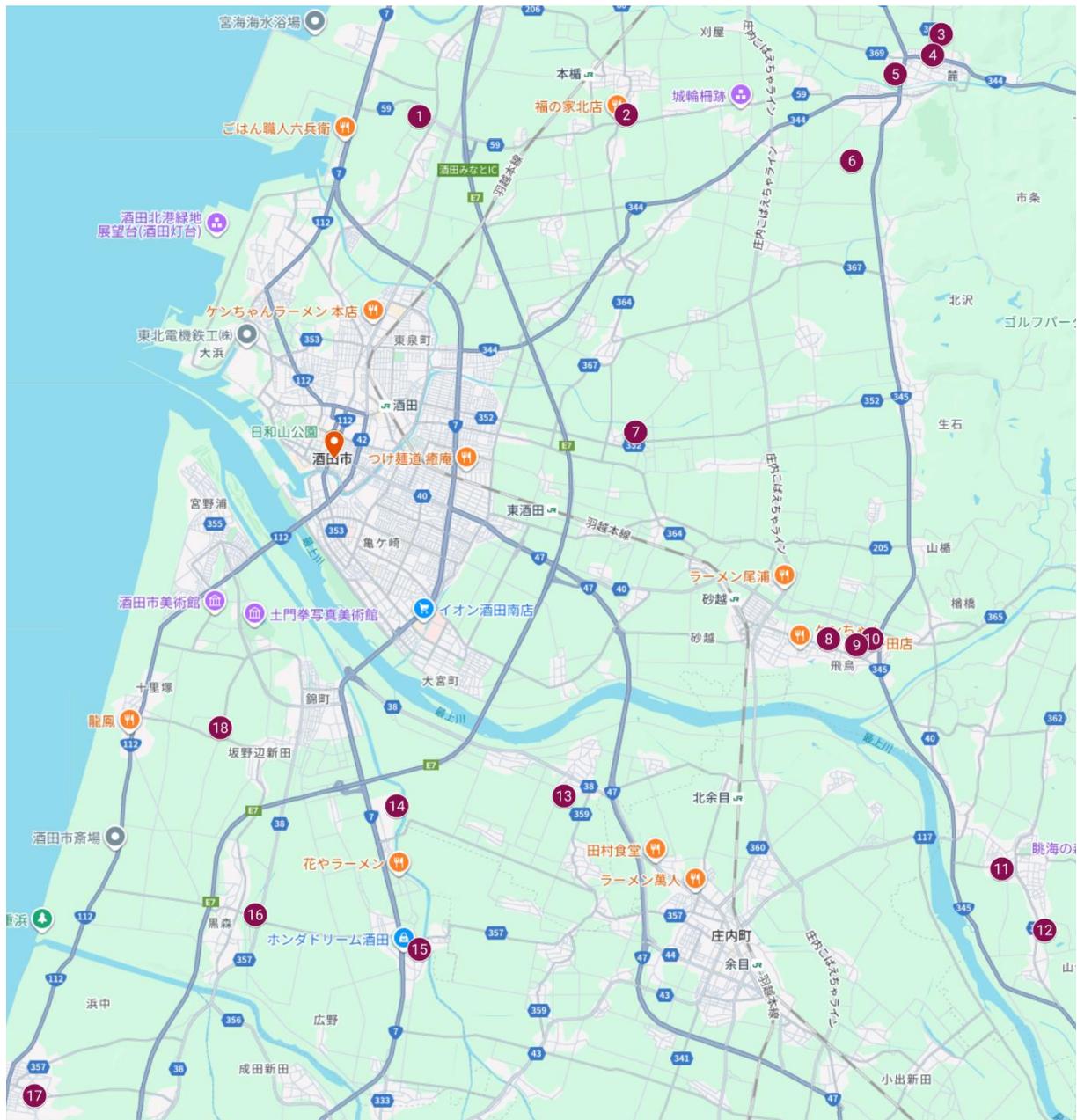
(3) 内容変更 委託者は、必要がある場合は、運搬業務の内容を変更若しくは一時中止し、又は履行期間の伸縮をすることができる。この場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、委託者及び受託者が協議して書面によりこれを定めるものとする。

(4) 疑義 本書に定めのない事項及び本仕様の解釈に疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議し定めるものとする。

別表

No.	施設名	所在地
1	西荒瀬小学校	酒田市宮海字新林660
2	鳥海小学校	酒田市本楯字前田94-1
3	八幡小学校	酒田市観音寺字古楯1-1
4	八幡総合支所	酒田市観音寺字寺ノ下41番地
5	鳥海八幡中学校	酒田市小泉字前田91-1
6	一條小学校	酒田市寺田字沖1-1
7	平田小学校	酒田市荻島字面桜8
8	南平田小学校	酒田市飛鳥字腰巻99
9	平田総合支所	酒田市飛鳥字契約場30番地
10	東部中学校	酒田市飛鳥字堂之後30
11	松山総合支所	酒田市字山田27番地の4
12	松山小学校	酒田市山寺字見初沢157番地
13	新堀小学校	酒田市木川アラコウヤ32
14	環境衛生課	酒田市広栄町三丁目133番地
15	広野小学校	酒田市広野字中通53
16	黒森小学校	酒田市黒森字一の木450
17	浜中小学校	酒田市浜中字上村370-2
18	十坂小学校	酒田市坂野辺新田字地続山987-1

参考 1：施設所在地（深紫色の①～⑩ 番号は別表 No. に対応）



参考 2：既存のルートで巡回していたが、今回の経路から除外した施設（市役所から半径 5 km 圏内）

1	定期航路事業所	酒田市船場町二丁目5-6
2	健康センター	酒田市船場町二丁目1-30
3	交流ひろば	酒田市中町三丁目4-5
4	中町庁舎	酒田市中町1丁目4-10
5	総合文化センター	酒田市中央西町2-59
6	酒田地区広域行政組合消防本部	酒田市大町字上割43-1
7	日本海総合病院	酒田市あさほ町30番地
8	上下水道部	酒田市末広町14-14
9	宮野浦小学校	酒田市宮野浦一丁目11-1
10	第四中学校	酒田市錦町一丁目32-1